

## 市民セミナー受講生募集

回	テーマ	日時	タイトル	講師	定員
1	税金	2月4日(火) 午後1時30分～3時	おとなの租税教室 「“なるほど”よくわかる税の話」	行田税務署	各50人 (先着順)
2	防犯	2月6日(木) 午後1時30分～3時	振り込め詐欺を未然に防ぐためのポイント 「あなたは詐欺の手口を見破れますか?」	埼玉県警察本部	
3	防災	2月13日(木) 午後1時30分～3時	災害は突然襲ってくる 「そのときあなたは…!」	防災安全課	
4	余暇	2月27日(木) 午後1時30分～3時	湯ったりあったかりフレッシュ! 「行田市と提携している観光地を散策してみませんか?」	地域づくり支援課	
5	生活	3月6日(木) 午後1時30分～3時	火災の思わぬ落とし穴をご存知ですか? ～体験コーナーもあります～	行田市消防本部	

## 実用講座受講生募集

回	タイトル	日時	内容	講師	対象	定員	持ち物
1	かんたん ストレッチ体操	3月4日～25日の毎 週火曜日(全4回) 午後1時30分～3時	無理のないやさしい動 作で“体が若返る”スト レッチ体操を実践し、 健康増進を図る。	山崎尚子さん	どなたでも可	15人	タオル、 室内履き、 飲み物
2	上手な パソコン活用術	3月11日(火)～13日(木) 午後1時30分～3時	プレゼンテーション作 成ソフト(PowerPoint) を使い、デジカメで撮 った写真を編集してア ルバムを作る。	中島育子さん		20人	写真デー タの入ったU SBメモリな どの記録媒 体
3	おやこの 「国際交流サロン」	3月9日(日)・15日(土) いずれも午前10時・ 11時	外国人講師と一緒に親 子でレクリエーション を行い、身近な国際交 流を体験する。	市内小・中学 校ALT講師	就学前のお子 さん(保護者 同伴)	各回 15人	動きやすい 服装

### 「市民セミナー」「実用講座」ともに

- ▶場 所 中央公民館
- ▶受 講 料 無料
- ▶そ の 他 各セミナー、講座の詳細は受付時に説明します。
- ▶申し込み 1月15日(水)午前9時から直接同館窓口(電話受け付けは1月16日(木)から)
- ▶問い合わせ 同館 ☎556-2649

**害虫駆除・用水の安定供給のために  
関根落・旧忍川の野焼きを実施します**

地元農家の有志の方および元荒川上流土地改良区では、関根落・旧忍川の堤防内の雑草やアシなどの野焼きを次々とおり実施します。炎や煙が発生しますが、火事ではありません。当日の風向きによっては灰が降る可能性がありますので、洗濯物などに注意してください。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

#### ▼日時・場所

【関根落(真名板地内)】

1月26日(日) 正午

【旧忍川(小針地内)】

2月9日(日) 午前9時30分

【旧忍川(埼玉地内)】

2月23日(日) 午前9時30分

【旧忍川(長野地内)】

3月9日(日) 午前9時30分

※当日の天候により順延します。

#### ▼その他

野焼きは法令や条例により禁止されていますが、今回の野焼きは「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却」として認められています。

#### ▼問い合わせ

元荒川上流土地改良区  
☎556-1313



## 行田市地域福祉計画の 評価委員会委員を募集します

市では、平成22年3月に策定した「行田市地域福祉計画」の進行状況を評価する機関を設置します。そこで、計画の進行状況の確認や評価をしていただく委員会の委員を募集します。

▶**応募資格** 市内在住で、地域福祉に関心があり、平日昼間の会議に出席できる方。ただし、次の方は応募できません。

(1)応募日現在、すでに本市の委員会などの委員の職にある方および福祉に関する委員会などの委員経験者

(2)市職員および市議会議員

▶**募集人数** 2人

▶**任期** 委嘱した日から2年間

▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、応募理由(200字以内)を記入した書類(様式自由)を1月24日(金)(必着)までに持参または郵送で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市福祉課

▶**選考方法** 書類選考の上決定し、結果は応募者全員に通知します。

▶**問い合わせ** 同課トータルサポート推進担当(内線279)

## 平成25・26年度 行田市物品 売買等の競争入札参加資格審査 申請書を追加で受け付けます

平成25・26年度の競争入札参加資格審査申請書の追加受付を実施します。

▶**日時** 2月3日(月)～14日(金)(土・日曜日、祝日を除く)午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時

▶**受付場所** 契約検査課

▶**受付業務** 物品売買等(建設資材を含む)、建築物管理業務

▶**申請に関する手引き・申請書の入手方法**

手引き・申請書は、市ホームページからダウンロードできます。※1月20日(月)から契約検査課でも配布します。

▶**有効期間** 平成26年6月1日～平成27年5月31日

▶**その他**

- ・手引きを参照の上、申請書類および添付書類を提出してください。
- ・建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務の受け付けは、埼玉県電子入札共同システムを利用した共同窓口申請になります。

▶**問い合わせ** 同課契約担当(内線213・214)



## くらしの110番

### 携帯電話の名義貸しに注意

者が知らないうちに犯罪行為に加担することになりかねません。

#### 【事例1】

お金が必要になったので、インターネットに「即日、低金利で融資する」と広告していた業者に電話で借金を申し込んだ。その際、業者からスマートフォンを2台契約して業者に送り、契約書もFAXするよう指示され、そのとおりにした。業者から、さらに家電製品を購入入して送るように言われたので、「話が違う」と伝えたら、2万円だけ先に融資された。借金の返済方法は言われていない。今後どうすればよいか。

#### 【事例2】

友人に「携帯のアルバイトがある」と誘われた。通話料金などを負担する必要はないと説明され、携帯電話を9台契約して、それぞれの契約書と自分の免許証のコピーを渡し、その場でアルバイト料をもらった。

契約書に記入した銀行口座を解約するよう指示されたが、今後、自分に請求書がかかるのではないかと不安になった。携帯電話会社に確認しようとしたが、契約した携帯番号も分からないので、どうしたらよいか分からない。

自分名義の携帯電話などを、携帯電話事業者などの他人に無断で譲渡することは、携帯電話不正利用防止法で禁止されています。このような方法で譲渡された携帯電話は、振り込め詐欺、ヤミ金融業者の督促行為や架空請求メールの送信などに悪用される可能性があります。消費

①自分名義の携帯電話は、絶対に他人に譲渡してはいけません。

②「融資のため」「アルバイトのつもり」と思っても、利用料金は名義人である消費者に請求されます。解約するには解約料を支払う必要があり、携帯電話を分割払いで購入した場合には、残りの代金を支払う義務もあります。

③利用料金を支払わず、解約もせずに放置しておく、料金滞納者として扱われます。また、自分が使っている携帯電話でさえも利用できなくなる可能性があります。

④自分名義の携帯電話を他人に渡すようなトラブルに巻き込まれたら、すぐに携帯電話会社に連絡し、事情を説明して利用停止や解約の手続きを取りましょう。

⑤犯罪に利用される可能性もあるので、警察にも申し出ましょう。

⑥SNSで誘われる事例もあります。SNS利用者からの情報だからといって安易に信用してはいけません。

▼**問い合わせ** 行田市消費生活センター(市役所内・内線495) または埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999